

戦没者遺族運賃割引関連規則 目次

第1条	変更
第2条	適用範囲
第3条	遺族
第4条	乗車券の種類
第5条	取扱区間
第6条	割引率
第7条	旅客運賃割引証の提出
第8条	身分証明書の呈示

戦没者遺族運賃割引関連規則

2020.3.31 現在

戦没者遺族に対する運賃の割引に関連する取扱いについては、次のとおりとする。

【変更】

- 第1条** 当社が定める規則は、社会情勢の変化その他の合理的必要性がある場合は、契約の目的に反せず、かつ、相当な範囲において、変更できるものとする。
- 2 前項によるこの規則の変更の際には、変更後の内容と適用開始日を、駅、インターネットその他相当の方法であらかじめ公表するものとし、公表の際に定める相当な期間を経過した日から適用されるものとする。

【適用範囲】

- 第2条** 靖国神社に合祀された戦没者(昭和19年までに合祀された者を除く)の遺族のうち、戦没者遺族旅客運賃割引証(以下「旅客運賃割引証」という)の交付を受けた者が靖国神社に参拝のため、当社線とJR各線とにまたがり乗車する場合に適用する。

【遺族】

- 第3条** 「遺族」とは、戦没者の死亡の当時における配偶者(婚姻の届け出をしてないが、事実上婚姻と同様の事情にあった者を含む)、子(戦没者の死亡の当時胎児であった者を含む)、父母、孫、祖父母、または兄弟姉妹で、かつ、戦没者の死亡の当時日本の国籍を有していた者をいう。

【乗車券の種類】

- 第4条** 割引の取扱いをする乗車券の種類は、普通乗車券で往復となるものに限る。

【取扱区間】

- 第5条** 取扱区間は、居住地最寄りの当社線各駅と、東京都内JR東日本線各駅との相互間で、往路(往復乗車券の往片)は居住地最寄りの駅から東京都区内の駅まで、復路(往復乗車券の復片)は東京都区内の駅から居住地最寄り駅までとなる場合に限る。

【割引率】

- 第6条** 遺族に対して発売する普通乗車券の旅客運賃の割引率は、当社線およびJR各線とも5割とする。

【旅客運賃割引証の提出】

- 第7条** 遺族は、乗車券購入の際、旅客運賃割引証を提出しなければならない。

【身分証明書の呈示】

第8条 遺族は、この割引証により乗車券を購入するとき、またはこれを使用するときは、必ず戦没者遺族身分証明書(以下「身分証明書」という)を携帯し、係員から請求があったときは、いつでもこれを呈示しなければならない。